

岡崎中央総合公園  
総合体育館基本使用料金表  
2026.4.1～

(円)

区分				金額					
				午前	午後	夜間	全日	延長時間	
				9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時 12時～12時30分	21時を超える 30分につき
体育館	入場料金を徴しない場合	営利を目的としないとき	平日	14,400	19,200	28,660	62,260	2,380	4,150
			土曜日、日曜日及び祝日	17,280	23,040	34,420	74,740	2,860	4,960
		営利を目的とするとき	平日	72,070	96,100	143,350	311,520	12,000	20,800
			土曜日、日曜日及び祝日	86,490	115,320	172,200	374,010	14,400	24,820
	入場料金を徴する場合	1人1回の入場料金が1,500円未満のとき	平日	72,070	96,100	143,350	311,520	12,000	20,800
			土曜日、日曜日及び祝日	86,490	115,320	172,200	374,010	14,400	24,820
		1人1回の入場料金が1,500円以上のとき	平日	144,160	192,220	286,740	623,120	24,010	41,620
			土曜日、日曜日及び祝日	172,990	230,670	344,400	748,060	28,810	49,650
武道館	入場料金を徴しない場合	営利を目的としないとき	平日	9,600	12,810	19,050	41,460	1,570	2,700
			土曜日、日曜日及び祝日	11,500	15,360	22,890	49,750	1,900	3,360
		営利を目的とするとき	平日	48,040	64,060	95,310	207,410	7,990	13,600
			土曜日、日曜日及び祝日	57,640	76,870	114,520	249,030	9,600	16,800
	入場料金を徴する場合	1人1回の入場料金が1,500円未満のとき	平日	48,040	64,060	95,310	207,410	7,990	13,600
			土曜日、日曜日及び祝日	57,640	76,870	114,520	249,030	9,600	16,800
		1人1回の入場料金が1,500円以上のとき	平日	96,100	128,140	190,620	414,860	16,000	27,220
			土曜日、日曜日及び祝日	115,320	153,760	229,060	498,140	19,200	33,630
第1 錬 成 道 場	全部を利用する場合		平日	4,300	5,740	8,620	18,660	780	1,270
			土曜日、日曜日及び祝日	5,260	7,030	10,390	22,680	940	1,570
	2分の1の面積を利用する場合		平日	3,030	4,150	6,070	13,250	630	940
			土曜日、日曜日及び祝日	3,840	4,960	7,350	16,150	780	1,110
第2 錬 成 道 場	全部を利用する場合		平日	4,300	5,740	8,620	18,660	780	1,270
			土曜日、日曜日及び祝日	5,260	7,030	10,390	22,680	940	1,570
	2分の1の面積を利用する場合		平日	3,030	4,150	6,070	13,250	630	940
			土曜日、日曜日及び祝日	3,840	4,960	7,350	16,150	780	1,110
多目的練習室			1,270	1,420	1,900	4,590	300	300	
第1会議室	全部を利用する場合		2,860	3,840	5,740	12,440	460	940	
	2分の1の面積を利用する場合		1,440	1,920	2,880	6,240	300	480	
第2会議室			1,420	1,900	2,860	6,180	300	460	
エントランス会議室			1,900	2,550	3,840	8,290	300	630	
トレーニング室			1人1回	460					
			1人月額	4,780					

備考 1 この表中「入場料金」とは、入場料金及び入場料に類するものをいう。

2 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日とする。

3 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあっては、「12時～12時30分」の延長時間の額に係る規定は適用しない。

※ 使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、上記及び裏面に掲げるとおりとする。

ただし、次の各号に該当する場合における基本使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 準備又は撤去のためスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の0.3倍に相当する額。

(2) 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がスポーツ施設を利用する場合、上記に掲げる基本使用料の1.5倍に相当する額。

岡崎中央総合公園

総合体育館附属設備使用料金表

2026.4.1～

(円)

区分		単位	金額
バスケットボール器具		1面	460
バレーボール器具		1面	460
ハンドボール器具		1面	460
テニス器具		1面	460
バドミントン器具		1面	300
卓球器具		1面	150
体操器具		1種目	300
柔道器具		1面	4,780
防球ネット		1枚	40
電光式得点掲示器		一式	3,180
手動式得点掲示器		1個	70
審判台		1個	150
体育館仮設ステージ		1台	160
武道館ステージ		一式	16,000
放送設備		一式	3,180
シャワー設備		1回につき	200
ロッカー		1回につき	100
ピアノ		1台	6,390
電源		1kw	300
机		1個	70
椅子		1脚	30
照明設備	体育館	大光量1時間につき	3,180
		中光量1時間につき	1,570
	武道館	大光量1時間につき	1,900
		中光量1時間につき	940
	第1錬成道場	1時間につき	460
第2錬成道場	1時間につき	460	
舞台照明設備	武道館	大光量一式	16,000
		小光量一式	7,990
空調設備	体育館	1時間につき	25,620
	武道館	1時間につき	19,200
	第1錬成道場	1時間につき	2,230
	第2錬成道場	1時間につき	2,230
	多目的練習室	1時間につき	460
移動収納席	体育館	一式	19,000
	武道館	一式	18,700

備考 1 この表における附属設備使用料の額は、時間を単位とするものを除き、総合体育館基本使用料金表の金額欄に設ける「午前」、  
「午後」又は「夜間」のそれぞれの単位による額とする。

2 「午前」、「午後」又は「夜間」の単位を合わせて利用する場合にあっては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」の  
それぞれの単位の間を引き続き利用できるものとする。